

古座川町家庭学習支援臨時給付金について

◎目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う学校の休業措置により家庭での学習の機会及び重要性が増加しています。そこで、家庭学習用品等の購入を支援するための措置として下記のとおり給付します。

◎対象となる方

*以下の学校に在籍しており、保護者（父又は母、もしくはその両方）が令和2年5月1日時点で古座川町に居住している方が対象となります。

- (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（※1）
※1：古座川町学生生活支援給付金を受給される方は対象外となります。
- (2) その他、特に必要と認めた学校等

◎給付金の額

対象者1人につき一律1万円（1度限り）

◎申請期間：令和2年9月30日まで

上記期間内に古座川町教育委員会まで必要書類を添えてご提出ください。

◎その他

申請書は役場本庁、各出張所、保健福祉センター、中央公民館（教育委員会）に用意しております。

本給付金以外にも大学生等を対象とした「古座川町学生生活支援給付金」があります。

【お問合せ】古座川町教育委員会 電話 0735-72-3344